

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

(開催要領)

日時 平成 26 年 5 月 20 日 (火) 11:45～12:19

場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室

出席

<WG 委員>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所 招聘教授

委員 工藤 和美 シーラカンス K & H 株式会社 代表取締役
東洋大学理工学部建築学科 教授

委員 原 英史 株式会社政策工房 代表取締役社長

<関係省庁>

後藤 真一 財務省大臣官房審議官（関税局担当）

菊川 正博 財務省関税局監視課長

<事務局>

富屋 誠一郎 内閣官房地域活性化統合事務局局長代理

藤原 豊 内閣官房地域活性化統合事務局次長

松藤 保孝 内閣官房地域活性化統合事務局参事官

宇野 善昌 内閣官房地域活性化統合事務局参事官

<関係部局>

真柄 昭宏 内閣官房日本経済再生総合事務局参事官

仁林 健 内閣府規制改革推進室企画官

井上 誠一郎 内閣府政策統括官（経済財政運営担当）企画官

(議事次第)

- 1 開会
 - 2 議事 保税地域の要件緩和（総合保税地域の指定など）
 - 3 閉会
-

○藤原次長 それでは、本日最後のセッションでございますけれども、保税地域の要件緩和ということで、財務省から後藤大臣官房審議官、それから、菊川関税局監視課長のお二人においでいただいております。

簡単に趣旨を申し上げますが、国家戦略特区の諮問会議が先週月曜日に第 5 回目が行われまして、指定された区域を、その会議をできるだけ早く立ち上げるということとともに、

成長戦略に向けて新たな追加規制改革の措置ということで、民間議員のほうからこういった提案が行われました。お手元に資料がございますけれども、その中で保税地域の要件緩和ということで、これは幾つかの地域から、後ほど御説明させていただきますが、具体的な要望が出ている項目でございます。

当日の諮詢会議でも、総理が最後に、地域から恐らくいろいろな追加のメニューが上がってくるが、それを採用していくことによって、また岩盤規制も打破できるというお話もございまして、追加メニューをきちんと拾っていくところが非常に重要な話になってございます。そういった流れの中で、本日のヒアリングというくだりになったわけでございます。

ちょっと早く始まりましたが、12時半ぐらいをめどに45分間で議論させていただきたいと思いますが、資料をいただいておりますので、最初に15~20分ぐらいで御説明いただいた上で意見交換という形にさせていただきますけれども、一応、ワーキンググループは原則公開の扱いでいつも運営しているのですが、御希望によって非公開ということが可能なことでございます。

○後藤大臣官房審議官 公開で結構でございます。

○八田座長 どうも、お忙しいところをお越しいただきましてありがとうございます。

それでは、早速御説明をお願いいたしたいと思います。

○藤原次長 まず、こちらで。

○八田座長 それでは、まず問題意識を。

○藤原次長 済みません、1枚紙を配らせていただいておりまして、具体的に私どもは連休中も各指定地域からのヒアリングなどもさせていただいておりますが具体的要望は、この2つ、成田市と新潟市でございます。

両方とも、総合保税地域の指定を強く要望してございまして、これは趣旨としましては、効率的な、利便的な、特に個別に保税蔵置場というのでしょうか、その許可を受ける場合よりも運送などが非常に楽にできるということもあり、当該地域の競争力を高めることができるということで、指定を強く要望しているようでございます。

その中で、新潟市と成田市で要望内容が違っておりますので、簡単に御説明させていただきます。

新潟市のほうは、関税法第62条の8の、一団の土地というところの制約があるのではないかとお考えのようでございます。新潟東港から新潟空港までが10~15キロ離れているということもございまして、これは一団の土地の解釈というものが通達で決まっているようでございますけれども、やはり隣接をしているとか、そういう一固まりの場所というのでしょうか、そういう制約があるようでございまして、このあたりを、離れているところを一団の土地というふうにぜひ判断をお願いできないか、戦略特区ということで特例を認めていただけないかということでございます。

成田市の方は、これはもちろん、まだ総合保税地域の対象に何もなっていないです

が、保税展示場のところで、特に展示品が亡失・滅却といった場合、実際の展示の主催者ではなくて、実際に展示品を申請した出展社のほうに納税義務をかけることはできないのか。税関長は、出展社から承認申請を受けるので、直接、出展社のほうも把握できているはずなのでというお話をございます。

これは以前、構造改革特区でも同じような要望があったようでございますが、別の自治体でございますけれども、そこは難しいという判断が以前あったようでございますが、成田市が総合保税地域の中でこういった指定を仮に受けた場合、こういった議論ができるのかという御要望があるようでございます。

これは参考までございますけれども、実際にそういった御要望があるという前提でお話をいただけだとありがたいと思っております。

以上でございます。

○八田座長 よろしくお願ひいたします。

○後藤大臣官房審議官 それでは、御説明させていただきます。

まずもって、両市からの要望というものは、確認しましたけれども、東京税関の管区になりますが、御相談を受けていないようありますので、具体的にどういうビジネスモデルでどんなことをお考えになっているのかにつきましては、私どもは全く把握してございません。その前提でお伝えしたいと思います。

この保税制度の御説明に入る前に、今、税関行政の置かれている状況について若干課題を御説明しましたほうが、この保税制度の運用に当たって、要件が決まっていることについての御理解をいただけだると思いますので、前触れとしてお話しします。

今、税関の任務としまして3つございまして、名は体を表すというからして、1つは税の徴収ですが、これは関税関係であります。工業品は、累次にわたる市場開放策等々でほとんどゼロなのですが、TPPの交渉等をご覧いただけますとおり、保護関税として求められているものが農産物を中心にございまして、これに関してはきっちりとした保護効果を持つ形での運用を求められております。税率のきちんとした運用と、また数量の枠組みを決めた関税割当制度というものなどもございまして、こうしたものはきちんと管理して、法律に基づいて執行していくという責務を私どもは負っております。

もう一つは、関所という意味でございますが、これに関しましては社会悪物品の観点や知的財産権の侵害物品といったものの水際の取締りに加えまして、最近では21世紀に入ってアメリカの同時多発テロがございましたので、国際的な税関協力の枠組みでテロ対策と、爆発物その他についてもきっちりとお互いの税関同士で見ていくという状況になってきてございます。

社会悪物品は、日本の場合はほとんど不正薬物の関係でありますけれども、昨年の実績を見ますと、このところ、また急増になっておりまして、昨年は前年に比較しまして押収量が六十数%ふえて、1トンを超えたということで、今、警戒するような時期になってきてございます。

それから、国際的なテロの対策につきましては、私どもはそういったことに関して、外国の経験等も生かして体制を強化しているわけでありますが、今後の東京オリンピックに向けて、さらなる取締りの強化というのも閣議決定に入っている中で、工夫を凝らして対応していく上で、税関でできること、また、実際に民間業者さんのはうでコンプライアンスを高めて、貨物の管理をしっかりとやつていただくにはどうしたらいいのだろうかという議論を踏まえまして、今、AE0制度その他で、民間業者さんにもいろいろ御協力を仰ぎながら、セキュリティーの確保というものに努めているわけでございます。

もう一つの任務が、これはやはり1980年代以降、税関というものが貿易の障壁になつてはいけないということで、貿易を振興し、また、貿易の円滑化をしていこうと。昨年12月には、ドーハラウンドの先行合意として、WTOの枠組みの中に貿易円滑化の協定が今後できるということで合意されたわけですけれども、今、その内容について精査して、日本もこれについて今後は署名していくことになります。

税関としましても、各省庁にまたがつて手続をできるだけ一本化するシングルウイングドウ化を図って、通関システムのNACCSを向上させたりしているわけであります、先ほど申し上げた2つの責務を負いながら、この貿易円滑化の事業の方々の発展にどういう形で貢献できるのか。そのバランスを、非常に大きな関心を払つて努力を重ねてきたということでございます。

きょう、このテーマになっております保税の制度も、累次にわたる市場開放策や規制緩和のものがまとまるたびに、その都度、その状況を見ながら、可能なものを次々に改善して現行制度に至つてきている経緯があるということでございますので、その点を背景としてお含みおきいただければと思います。

それでは、お手元にお配りいたしました「保税制度について」という横長の紙について御説明を申し上げたいと思います。

まず1ページ目でございますけれども、外国から到着しました貨物で輸入許可をされる前の貨物、または輸出申告を行つて許可された貨物というものは、関税法上、外国貨物とされます。この外国貨物のすりかえでありますとか、輸入許可の前の外国貨物が消費されてしまうということが行われないように、適正な保税地域の管理運営が行われる場所として、税関長が許可を行つた保税地域以外には、この外国貨物は置くことができません。

これは、人や物の出入りを管理された区域である保税地域に外国貨物を集約しまして、輸入許可前の貨物は税關において当該外国貨物の審査・検査を行ひまして、関税等を徴収し、輸入の許可を受けた後でないと保税地域から出すことができないようにしているというものです。

また、輸出許可後の貨物は、許可を行つた貨物とは違う貨物、例えば先ほどテロの話を申し上げましたけれども、爆発物等、テロ関連物品で中にすりかえが行われたり、中に隠匿されたりということが行われないよう、人や物の出入りを管理された保税地域に置くことによって、その管理を確保しているということでございます。

外国貨物を保税地域以外の場所に置くことができないようにすることによりまして、薬物、銃器等の社会悪物品の国内への流入の防止、国内産業の保護を目的として課している、先ほど申しました、関税を初めとする各種税、これは消費税も輸入に関しましては税関で対応しているわけでありますけれども、その適切な徴収を図る。また、テロ関連物資の不正な輸出が行われないように対応しているところでございます。

こうしたことから、保税地域は適正な輸出手続を確保して、秩序ある貿易を維持するための必要不可欠な制度と考えてございます。

おめくりいただきまして、2ページ目でございます。

保税地域というものの具体的なイメージを、写真をつけながら御紹介しているわけでございますけれども、そうしたことから、この保税地域は、外国貨物を置くことができる場所ということで、この地域は制限されて、税関の監督下に置かれている。秩序ある貿易を維持しまして、関税、内国消費税の徴収を図ることを目的としております。

したがいまして、これは当然、保税地域に外国貨物が置かれている間は、当該貨物の関税等の徴収が留保されることから、関税等未納の状態を利用して、貿易の振興に役立てるという利点を込めて設置されている地域であります。

具体的な場所と指定されていますのは、港頭地区にあるコンテナヤードや、外国貨物を保管する港の倉庫、これは国際空港の場合もその近くということですが、通常、保税地域とそういったところがなっているわけです。

保税地域の目的である、当該資料の左側の、秩序ある貿易の維持等につきましては、1枚目のページで御説明したとおりでございますけれども、右側の貿易振興のところをご覧いただきますと、関税等未納の状態のまま、外国貨物を保管し、商機を見て、必要な都度、その分だけ貨物を国内に引き取るということ。また、関税等未納の外国貨物を原料として、そこで加工して製造等を行って、できた製品を国内に輸入するのではなく、そのまま外国に積み戻すということも十分可能な制度になってございます。

今度は、この資料の右下のほうをご覧ください。保税地域には、その機能等に応じて5つの種類がございます。

1つは保税蔵置場というのですが、外国貨物の積み卸しや原則2年の長期にわたる保管等をすることができる保税地域。

そして、保税工場。これは外国貨物の加工や製造等を行うことができるということです。ここからさらに積み戻して外国に出すことが十分可能という制度です。

それから、保税展示場ですけれども、これは一定の政令に置かれた展示会に関しましては、外国貨物の展示を行うことができるということで保税地域となってございます。

3枚目、保税工場について御説明したいと思います。

保税工場につきましては、外国貨物についての関税等を課さないままで、加工・製造できるということで、民間の工場について、事業者からの申請によりまして税関長が許可した保税地域ということでございます。

一般的には、加工・製造された製品を再輸出することを目的とした、こんなような事業が行われているわけですが、保税工場で外国貨物を使用して製造された製品は外国貨物という扱いになります。当該加工・製造に当たっては、外国貨物と内国貨物の両方の原材料を併用して使用することも可能な制度になってございまして、その場合は、でき上がった製品は外国貨物扱いということになります。

また、同じ工場や工場のラインにおいて、国内販売品と一緒に外国貨物の加工や製造を行うことも可能でございます。

保税工場を設置する地域については、特段の制限はなく、港や空港から相当離れた場所にあっても設置することが可能でございます。

また、保税工場の許可を受ける上では、関税等の税の徴収の確保を図る観点から、外国貨物のまま加工され、当該外国貨物を使用してできた製品が確実に海外に再輸出されることを確保する必要がございます。そうしたことから、適正な外国貨物の管理が行われることが必要であります。

保税工場の具体例でございますけれども、この下のほうの絵にありますとおり、例えば海外から魚を持ってきて、保税工場で缶詰に加工し、再輸出するという事業を行うことができる。当該港や空港と保税工場間で物を運ぶ分につきましては、これは保税運送という形で輸送することが十分可能でございます。

この保税地域間の運送に関しましては、次の資料で御説明いたします。保税工場は全国で284カ所ございまして、製品の加工・製造に利用していただいているという実績がございます。また、保税運送は、税関長の承認で対応できるということでございます。

4枚目で、今の保税運送でありますけれども、外国貨物の積み卸しが行われる港や空港、保税地域、税關官署等の特定の場所の相互間に限って、税関長の承認でございますが、承認を受けることによって外国貨物のまま運送できる制度です。

この保税運送制度につきましても、保税地域制度と同様、不正に輸出入されることを防ぐ、適正な関税を徴収するという観点からは、税關が取締り上の支障がないか、審査を行って、その上で承認を行っているということであります。

この保税運送は、先ほど申し上げた特定の場所相互間であれば誰でも申告ができます。そして、承認を受けることにより、日本国内のどの場所との相互間であっても運送が可能になります。市内や都道府県内はもとより、例えば沖縄から北海道等、他府県間の保税地域間でも、先ほど申し上げたような取締り上、支障がないことになるならば、運送を行うことが可能になる。

この保税運送制度については、包括保税運送制度という制度が設けられておりまして、1年間の範囲内で特定の区間について一括的に承認を出すということも可能でございます。そうなりますと、その都度、承認を得ることが要らなくなって、手続的には簡易な制度として御利用いただいているところでございます。

それから、先ほど5つの類例の中で最後にございました総合保税地域。今回、この新潟

市と成田市が共通の御要望があるようでございますけれども、これについての御説明であります。

総合保税地域は、2枚目の保税地域で御説明しました保税蔵置場と、保税工場と、保税展示場の機能を総合的に利用できる地域ということとして、申請により税関長が許可した保税地域でございます。

この地域内では、このエリアの中では当該総合保税地域の被許可者により許可を受けた者によりまして各種施設の弾力的な配置ができますし、地域内における各施設間の移動、要するに人や物の出入りが管理された同一の保税地域内の移動ですので、これは先ほど申しました保税運送という手続を要することなく物を動かすことができるということでございます。

なお、総合保税地域の許可を受ける上では、総合保税地域も保税地域の一種でありますので、初めに御説明しましたとおり、運営する者が外国貨物のすりかえでありますとか、輸入許可前の外国貨物の消費等がなされてしまうことが行われないように、適正な保税地域の管理・運営を行える場所・区域というものにおいて行わなければなりません。

具体的な要件・義務としては、種々の要件・義務がございますけれども、資料の中央少し下のほうに書いてございますが、この吹き出しの中で代表的なものを記載してございます。

1つ目のポツでございますが、ここにございますように、保税地域は社会悪物品等の取締りや国内産業保護のために課されている関税等の税の徴収の確保等、不正に外国貨物が国内に流入されないように人や物の出入りが管理された区域でなければならないということであります。それで、一団の地域である必要があります。また、ここに記載の設備とは、当該一団の地域には、総合保税地域と当該地域外の場所とを区別するために障壁、フェンス、その他、これに類する施設を設ける等、適正な貨物の管理が行われる設備を具備しているような場所でなければなりません。

2つ目のポツでありますけれども、総合保税地域の運営者は、当該地域の事業を適切に行う上で、必要な法令等について、知識は十分にある。また、当該地域内において事業を行う各施設の管理者、個別の管理者に対して十分な監督を行うことができる、そういう能力を持った者でなければならない。

3つ目のポツでありますけれども、総合保税地域の運営者は当該地域の被許可者であることから、管理者と連帶して関税等の納付義務及び外国貨物の管理義務を負うことになります。各施設の管理者が関税制度に違反した場合は、この総合保税地域全体の運営者につきましても監督責任を問われ、許可の取り消しにつながる場合もございます。ちなみに、この総合保税地域はこれまで4カ所指定されていますけれども、今のところ、幸い、そのような取り消しのような事態には至ってございません。

以上、御説明いたしましたが、御紹介したお話は保税制度の基本部分であります。保税制度で行われることは、各事業者様が行う様々な貿易や事業にかなり対応できるものとし

て整備されていると考えてございます。国家戦略特区でどのようなプロジェクトを具体的にされたいのか、総合保税地域の許可の手続や要件等々の話も含めまして、各地方自治体、または事業者様から私どもの財務省の関税局、または現地の保税地域に許可を実際に出す各税関に御相談をいただければ、その内容に応じて現在の保税制度を含めた関税制度の対応について考えていくことが可能だと思っております。

そういう意味では、まずどのようなプロジェクトを具体的に今回、この2つの市のほうでお考えになられているのか、ぜひとも税関の窓口に御相談をいただければと考える次第でございます。

私からの説明は以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の方から御質問・御意見はございませんでしょうか。

どうぞ。

○工藤委員 難しいですね。具体的な話がないですね。

これは読まれただけで見ますと、こういう広域といいますか、新潟の場合ですとかなり広い範囲ということだと思うのですけれども、先ほど4カ所というお話があったと思うのですが、今、そういう事例はあるのですか。

○後藤大臣官房審議官 市全体をくくるようなものはありません。これは先ほどからお話し申し上げていますけれども、貨物のセキュリティー確保、それから、外国貨物と国内の貨物の峻別ということを考えますと、実際に管理手続なり、どのようなことを考えていらっしゃるのかが全くわかりませんが、制度の趣旨からしますと、そのような広域に、しかも私有地とか一般の事業者さんとか、輸出入に関係ない方々もいらっしゃるようなところ全体を指定するようなことは、なかなか制度そのものとして想定はしていないのではないかと思います。

ですから、具体的にどういうことをなされたいのかということに応じて、既存の制度で対応できるか、できないか、考えを聞かせていただきたいなということあります。再輸出ということであれば、先ほど私が御説明しました保税工場という制度がございますので、そこで十分に対応はできるのだと思います。

○工藤委員 移動の問題というものは特にないのですか。保税工場、ここで書いている移動するものが、何か指定されたものでないと移動できないとか、そういうことはないのでですか。

○後藤大臣官房審議官 保税運送というものにつきましては、これは先ほど申しましたように、特定の外国貨物を運ぶことに関して、運送業者さんなり手続的なり、その能力というものはよく見た上で承認を出していますが、距離の離れたものであっても、運送の関係では手続きさえしてもらえば承認はおりるのではないかと思います。

ですから、逆に言いますと、総合保税地域の中で物を動かすことが自由であるというのは、その地域が完全に外とは管理されて分かれているということあります。ですから、

その中で動かすのにいちいち、保税運送という手続をとらなくても十分対応できますという仕組みになっているということです。

○菊川関税局監視課長　監視課長の菊川です。ちょっと補足説明をさせていただきます。

まず、税関が輸出入の許可をやっているのですけれども、その際、関税とかいわゆる麻薬・覚醒剤の社会悪物品の取締りだけではなくて、例えば輸入のときはいろいろな国内の法律で規制なり許可・承認というものがございますね。例えば薬事法とかワシントン条約とか食品衛生法とか、税関の責務というものはそういう、ちゃんと薬事法の許可・承認をとっているか、食品衛生上の手続をクリアしているか、それを確認してから輸入の許可をしております。

保税地域に入っているものは、そういうものが確認されておらず、輸入許可されていませんので、それがそのまま国内に散逸すると、麻薬・覚醒剤もそうなのですが、それ以外のものについてもやはりきちんと管理しなければいけないという責務があるものがございます。

もう一点、保税運送でございますが、基本的に外国貨物というものは輸出・輸入するものでございますので、保税運送というものは頻繁にといいますか、日常的に承認しているものでございます。したがって、特定のルートについて1年間の包括承認というものも出しております。

例えば、保税蔵置場というものは輸出する港のすぐ近くにあるとは限らなくて、内陸にもいっぱいございますので、そこから輸出なり、また貨物を港から蔵置場に持っていくというのは日常茶飯事で、ルーチンでやっておりますので、その保税運送そのものの手續が煩雑であるということはない理解しています。煩雑でありますと、貿易の円滑化で大変なことになりますので、それはいわゆる何千万件という年間の輸出入の中に、かなりの頻度で付随してくる手續でございますので、その手續そのものがいわゆる煩雑であるということはないと理解しております。

○八田座長　どうもありがとうございました。

私は、新潟空港と新潟港とのそれぞれから来るものを加工するということが出来るのかと思ったのですが、これは解決済みですね。仮に保税工場でやるのならば、どこから来てもそこに持ってくれればいいわけですから、そのことは問題ないですね。

○菊川関税局監視課長　あと1点、保税運送で補足説明させていただきますと、例えば保税工場から輸出するという場合、その輸出の申告をして、許可がおりると、そこから港まで持ってくる保税運送というものは、あわせて許可になりますので、特別に申請を出すということもなく手續が済みますので、そこが煩雑であるというのは誤解なのかなと思います。

○八田座長　そうすると2つある。まず、保税工場でやる場合には、新潟の場合、何の問題もない。肅々と行える。次に、この総合保税地域にする必要性があった場合には考慮すべき点がある。まず、ここで見る限り、第62条の8に「貿易に関連する施設の集積の程度

が高いこと」ということがあって、これがひつかかるのではないかという心配があるのかもしれません。客観的な基準として、集積の高さを図る指標というものはどういうものなのでしょうか。

○菊川関税局監視課長 通常ですと、例えば最近ですと、中部国際空港が総合保税地域になっているのですが、空港という区画の中で総合保税地域として、そこにいろいろな事業者さんが入っているわけですけれども、その中部国際空港のいわゆる許可を得た方が、事業者さんをちゃんと、きちんと見ていくという形で、その空港の中であれば物を動かしても何をしてもいいですよというものです。

新潟は、インターネット等で拝見させていただいた資料だけなので、誤解をしているかもわかりませんが、新潟市がおっしゃっているのは、そうではなくて飛び地を、ばらばらのものを全部ひっくるめて総合保税地域にしてくれということなのだろうと思いますが、そうしますと、いわゆる密輸とかそういう貨物管理のことを考えますと、ちょっと難しいのかなと。

現状、こういう形で保税工場で貿易をやっているというのは幾らでもあるのですけれども、そういう場合は、その施設の貨物の管理なりはきちんとやっていただく。それから、保税運送の形でその施設と施設で動かす間は、その承認をとっていただいて動かす。そういう形での全体的な管理を税関のほうが確認させていただくということになっております。

それを全体として新潟市のほうが総合保税地域にするとした場合、例えばこの事業者さんも全て新潟市のほうが責任を持って見ていただくということもございますし、この保税運送が自由にできるのですけれども、本当にそこの貨物管理が十分できるかどうかということになりますと、ちょっと難しいのかなという気がいたします。やはりそこは、今の制度でも十分対応できるのかなと。個別のものをきちんと管理していただいて、運送についても確認させていただければ。

○八田座長 要は、個別を保税工場として認めて、そして、その間の輸送というものをやればいいというわけですね。そういうことになると、総合よりは、個別だから、一つ一つの責任者が決まって、管理ができるということになりますね。

○菊川関税局監視課長 それで、特定のルートであれば1年間の包括承認をしてしまいますので、特段の難しい面、手続の煩雑さはないと理解しております。

○後藤大臣官房審議官 今、4件ある総合保税地域に指定されているところは物流センターなのです。ですから、そのあたりでは加工もできますし、倉庫としても使えますし、そういうところで集積されている形です。

○八田座長 しかも、空港のそばですね。

○後藤大臣官房審議官 通常はそうです。今、場所として出てきていますのは、川崎でありますとか、横浜の国際流通センターとか、そういったところでございます。

セントレア、中部国際空港は最初からそういう、設置するときから皆さん、事業者の方々が話し合われて、保税地域をみんなでやっていきましょうという合意があつてつくられた

ケースでありますので、そういった形で関連している事業者さんがみんな協力して、一体的にやりましょうと。それで、そこで総合保税地域の許可を受けていらっしゃるというケースです。

ですから、ここにありますように、まさに自分が管理できないような取締りが全部含まれる、投網にかけるような形になるイメージが、この制度はそもそも想定していないのだと思いますので、その場合、どうやって貨物を管理できるのかということについてはよくわからないということだと思います。

今の個別のメニューで十分、御要望は対応できるのではないのかなと思いますので、ぜひとも御相談いただければと思っております。

○八田座長 あと、御質問はありませんか。

事務局のほうからは特にありませんか。

○藤原次長 また個別の話は我々がヒアリングをしますし、場合によっては直接、いろいろとお問い合わせさせていただきます。

○八田座長 それでは、本日は本当にありがとうございました。またよろしくお願ひいたします。